

## 第七節 『祝日大祭日唱歌』 歌詞・楽譜の 選定

明治維新とともにわが国も諸般の制度改革が行われたが、その一つに祝日大祭日の制定があった。最初に確定した祝祭日は明治三年四月二十七日太政官布告、第五十七号で正月朔日、正月十五日、三月三日、五月五日、七月七日、七月十五日、八月朔日、九月九日、九月二十二日(明治天皇長節)が決り、同五年には十一月十五日神武天皇御即位日を制定、翌六年一月四日の太政官布告第一号によって五節句(正月七日七草、三月三日桃の節句、五月五日端午、七月七日七夕、九月九日重陽)が廃止された。

(1) 明治天皇の誕生日九月二十二日は太陽曆に換算すると十一月三日になる。

同年十月十四日太政官布告第三四四号で公布された祝祭日は「元始祭一月三日」「新年宴會一月五日」「孝明天皇祭一月三十日」「紀元節二月十一日」「神武天皇祭四月三日」「神嘗祭十月十七日」「天長節十一月三日」「新嘗祭十二月二十三日」となり、明治十一年の布告によって「春季皇靈祭・秋季皇靈祭」が追加されてほぼ確定した。この中で祝日には全国公立学校において式典が行われたが歌は歌われなかった。しかし明治十年頃からは西洋音楽を学びはじめた宮内省雅楽部の伶人による保育唱歌が世に現れ、また十三年以降は音楽取調掛が作製した小学唱歌が成果をもたらして儀式に歌が取り入れられるようになった。各学校では適当と思われる唱歌を適宜選んで歌った。このことは日本における教育上の唱歌とその役割が、しだいに明確化されてきたと見ることができている。ではなかるうか。

小学校において祝祭日に唱歌を歌うべしという規定は明治二十三年

(一八九〇)十月六日發布勅令第二一五号小学校令第十五條に基づき、二十四年(一八九一)六月十七日省令第四号をもって小学校における祝日大祭日の儀式に関する規定が設けられ、その規定第一條第四款に「學校長教員及生徒其祝日大祭日ニ相應スル唱歌ヲ合唱ス」と謳われた。しかし、この時点においても適当な歌が定められず、その職責を感じた文部省は同年十月東京音楽学校校長岡範爲に祝日大祭日歌詞及楽譜審査委員長を命じ、以下次の十六名が委員を申し付けられた。黒川眞頼(東京帝国大学教授文学博士)、野尻精一(高等師範学校教授)、瓜生繁(東京音楽学校教授)、上原六四郎(同)、鳥居忱(同)、上眞行(同)、渡邊薫之助(文部視学官)、篠田利英(女子高等師範学校教授)、佐藤誠實(文部属)、ルードルフ・ディットリヒ顧問(東京音楽学校雇教師)、神津専三郎(東京音楽学校教授)、林廣守(宮内省雅楽部副長)、小山作之助(東京音楽学校卒業生)、山井基萬(宮内省雅楽部伶人長)、林廣繼(同伶人)、納所辨次郎(学習院教授)。(東京音楽学校稿『祝日大祭日唱歌重音譜』明治三十三年、序)

委員会は最初に音楽取調掛の『小學唱歌集』の中から〈天津日嗣〉〈榮ゆく御代〉〈五日の風〉〈太平の曲〉〈祝へ吾君を〉〈治る御代〉〈瑞穂〉を、『幼稚園唱歌』から〈我大君〉、東京音楽学校編纂の『中等唱歌集』から〈君が代〉〈君が代の初春〉〈紀元節〉〈天長節〉の十二曲を暫定的に指定した。明治二十四年十一月二十九日、文部省普通学務局より次のような通達が出された。

「從來祝日大祭日ノ儀式ニ用フル目的ヲ以テ著作シタル歌詞及樂譜ニ乏シク、儀式施行ノ際不便尠カラザルベシト存候依テ先ツ文部省東京音楽學校ノ編纂ニ係ル唱歌集ノ歌詞及樂譜ニシテ右儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供シ差支ナキモノヲ擧ゲ別紙ニ掲載シ念ノ爲メ御通牒ニ及候 尤モ表中〈君が代の初春〉ハ一月一日ニ、〈天津日嗣〉ハ元始祭及神武天皇祭日ニ、〈紀元節〉ハ紀元節ニ、〈瑞穂〉ハ神嘗祭日ニ又〈瑞穂〉ノ歌詞中〈新嘗の神〉ト修正シテ新嘗祭日ニ、〈天長節〉〈我大君〉ハ天長節ニ、其他ハ適宜御用ヒ相成可然ト存候 此段申添候也」(遠藤宏著『明治音楽史

考』昭和二十三年、二〇二頁。

この間に選定委員会は国歌を「君が代」に、紀元節の歌は高崎正風作詞、伊澤修二作曲の「紀元節」を決定した。「君が代」は宮内省雅楽部大伶人林廣守作曲、エッケルトが和声付けしたもので、明治十三年十一月三日の天長節に宮中で国歌的に演奏されたものである。その他の祝祭日用唱歌は、はじめに作詞家千家尊福、鈴木重嶺、本居豊顕、谷勤、阪正臣、丸山作樂、黒川真頼、木村正辭、小中村清矩、勝安房らに作詞を依頼し、おのおの提出してきた歌詞を慎重審査（十五回に及んだということである）の結果決定した各歌の歌詞解説書を作成した。

歌詞解説書（最終的に祝日からはずされた孝明天皇祭、神武天皇祭、春・秋季皇靈祭の歌詞解説書は除く）

一月一日

一月一日は一年の元首にしてしかも我國にては神武天皇紀元辛酉の御即位も即ち正月朔日にましく（此御即位日太陽曆の推歩上よりは二月十一日とせられしことなれども当年にありては其年の元首なる正月朔日なりしなり我國古来正月元日をもて殊に慶すべく賀すべき日とせるものおのづから故あることなり）爾来今日に至るまで皇統連綿一日の如く君臣の間その親一家の如くなれば最も慶賀すべき日なり

○年の始のためしとして終なきよのめでたさを」とは 新年には我國の慣例として千世万世も終極なき御世の芽出たき有様を」との意にて次の「松竹たてゝ門毎に」にかゝる句なり ためしはこゝにては慣例のこと仕来といふ程の意なり 終は終極にて「はてし」なり

○松竹たてゝ云々は 松は千年を保ち竹は万年を契るものなれば終極なくかはらぬ世に比してこれを門並に飾りたてつゝ賀び祝ふ今

日の此一月一日こそ實に楽しく愉快なれ」となり

○初日のひかり明らかく治まる御代のけさの空とは、初日の出のかゞやきのぼるひかり明らかく治まる御代即ち明治の大御代の一月一日の今朝の空」といふ意 初日のひかりといふより明らかくと受け扱それを直に治まると列ねて明治の年号としめし又治まる御代とつゞけて泰平の御代のいかにもゆたかなる朝の空のさまをいへり 初日は一日の旭日をいふ初ははつ風」はつ霞」などのはつに同じ ○君がみかげに云々は 明らかなる初日の光を天皇陛下の御徳の普ねく世を照らす様に比準へ奉りつゝはるかに仰ぎ望むことのいとも尊くかたじけなし」となり みかげは聖徳の充被にいふ初日の縁語なり たくへはそれに准へ比ぶる意なり

#### 元始祭

元始祭は一月三日、賢所、皇靈殿、及び神殿の三前に御盛典を行はせ玉ひ、皇位の元始を祝し玉ふ御祭なり、此祭は明治三年正月三日に於て始めて興させられ、同五年正月三日より之を元治祭と称する事を定められしなり

○天津日嗣のきはみなく天津靈の動なくとは皇位の御繼承は億萬年を経て意に際限あることなく、三種の神宝は天地と共に永く動揺あることなきをいふ 天津日嗣は宝祚の御事日の御神より嗣々に御世しらしめす義なり、故に書紀には帝位を直に「アマツヒツギ」と訓じたり、

天津靈は今日現に賢所に齊き祀らせ玉ふ三種の神靈の御事にて、皇位の御繼承はこれに據らせらるゝ御事なれば、しるしとは申奉る

なり、此二聯、一對、皇統の連綿として天壤と無窮にましますをいふ、○年の始に皇神を祭りますこそかしこけれ」は 今日此年の始に於て賢所、皇靈殿等御歴代の皇神を御親祭あらせられ、祭政一致の古制を重ぜられ報本及始の典禮を申べ奉らせ玉へるは実に尊く恐多き御事ぞ」となり 皇神は御歴代の皇靈を申奉る「すめは」「すべ」と同じく統御の義ある詞なり、かしこは惶の字の意尊み恐るゝなり、○四方の民草うちなひき長閑けき空をうちあふぎは、皇上の御盛徳右の如くましますをもて、天下の人民皆ことごとく懐き服従ひ奉り今日の泰平の代を新年を空を歡び仰ぐとの意、民草は蒼生の字と同じく人民の事、なびきは草の縁語 懐服なり、長閑はうらゝかにゆたかなる意、泰平のよの様をかくいひて次の豊さかのぼるの語をおこせり、○豊さかのぼる云々は 盛にきらめき昇る日の丸の国旗を門並に建列ねて、今日の御祭日を祝祭し奉らざる家なし」となり 豊さかの豊は美称、大に盛なる意、さかは榮えきらめくをいふ古言に旭日のまばゆくきらめき昇るを豊さかのぼるといへり、日の御旗は日の丸の国旗なり、前に空といひ、仰きといひ、豊さかのぼるといふ、みな此句を起さんがためなり、いはふは祝祭の意なり、

### 天長節

天長節も今上天皇陛下の御降誕日を申し奉る名稱なり、陛下は孝明天皇第二の皇子、嘉永五年九月廿二日の御降誕にて太陽暦にては十一月三日に當れるなり、天長節の稱我國にては、光仁天皇宝龜六年より起れり、元來天長節の名は、唐の玄宗帝の誕

生日を千秋節と稱せしを、天宝中更に改めて天長節といひしに始れるものにて、天長の字は老子に天長地久とあるに據れるなり、

○けふのよき日は大君の、生れ玉ひし吉日なり」とは、今日即ち此十一月三日の吉祥日は、我が天皇陛下の御降誕ましましける吉祥日なり」との意にて、よき日とは吉祥日といふ意、聖上御降誕日なればなり、○けふのよき日はみひかりの、さし出玉ひしよき日なり」は 今日即ち此十一月三日の吉祥日はわが聖上の御光の此世上にさしのぼりて、社會を照らしそめ玉ひける吉祥日なり」となり、聖上は日の神の御裔にましくて、既に古より日の御子とも申奉る程の事なれば、御降誕の事を直ちに、御光のさしいで玉ふといへり、偕此二聯句、一對、今日の吉祥日なることをのぶ ○ひかりあまねき云云 御威徳の天下に普ねき此大御代の尊さを、衆庶相共に祝賀せよ、聖恩の海内に遍ねき此大御代のかたじけなさを、衆庶相共に慶賀せよ」となり、ひかりは、御威徳をいひ、めぐみは聖恩をいふ、此二聯句、一對、今日の慶賀すべきをいへるなり、

### 神嘗祭

神嘗祭は本年収穫したる新穀の大御饌を伊勢大神宮に供進し奉る御祭典にして、宮中より、豫く掌典を勅使として發遣ありて、當日幣帛及び荷前の調絹を奉らしめ玉ひ、宮中に於ても御遥拝あらせらる最鄭重なる御儀式なり、古は九月十七日の御祭典なりしを、明治の御代となりて今日に改められしなり

○五十鈴の宮の大前に」とは 五十鈴の宮に御鎮坐まします、天照

御皇大神の御神前に」との意なり、五十鈴は地名、五十鈴川の河上に鎮坐しますすをとて五十鈴の宮といふ、即ち内宮なり、大前は御神前といふに同じおほは尊稱なり、○ことしの秋の懸ちから、御酒みてぐらを奉り」は 今年の秋始めて収穫せる新穀の御初穂并に神酒及び錦綾の幣帛を御神前に陳列ねて供進るをいふ、税をちからといふは民の力を致すものなるをもてなり、かけちからとは、往古神宮にては諸国の神領より納むる新稲の税をばその儘御田の玉垣にかけて、即ち之を神に奉りしより、懸税といへるにて、今いふ御初穂の事也、御酒はもと諸国の神領より、奉れる新穀もて潔齊して醸造せるものをいふ、みてぐらはすべて神に奉る幣帛をいふ、今日神宮に奉るは、錦及び綾等なり、○いはふあしたの云云 斯て供物を献じ御祭式を執行ふ今朝の空に旭日の光もいさましくさしのぼりて、靡く国旗のひらめき輝くけしきは賑はひ榮ゆる泰平の御代の氣象とみえて、いかにも愛たくゆたかなり」となり、いはふは齊祀の意なり、

### 新嘗祭

新嘗祭は、本年の新穀をもて御饌御酒に造り、聖上御親ら之を天神地祇に供し玉ひ、御自身にも聞しめし玉ふ重き御儀式にて神代より傳へさせ玉ふ御祭典なり、もとは毎年十一月中の卯の日をもて、行はせ玉ひき、往古は大嘗新嘗の区別なかりしを、後に至り、御代の始に行はるゝを大嘗祭と稱して、殊なる大祀とし、毎年行はるゝを新嘗祭として恒例の礼典とせらる

○民安かれときさらぎの新年祭しるしなり」とは、穀物豊作にて、人民安穩なれかしとの聖意より、例年二月をもて祈年祭を行はせら

るゝ事なるが其御祈願空しからず、果して効験あり」となり、きさらぎは二月の稱 祈年祭は二月中神宮始め□国神社は、班幣ありて、當年の豊穰を御祈請あらせらるゝ御祭なり、○千町の小田に打なびく、足穂の稲のうまし稲」は限りもなく廣き千町の田のみに穂波をよせて、打靡く、足穂即ち充分みりたる稲の、いかにも立派に美事なる稲」となり、千町ははるくと廣き田地をいふ、小田の小は発語、田面の事なり、足穂は充実せる穂、うまし稲、うまし美稱、美事立派の稲といふことなり、○御饌につくりて云云 其うまし稲の新穀を、御饌即ち食物につくり整へて、諸神に供へさせられ、陛下御みづからも、聞しめし玉ふ今日の新嘗祭は、神代以来傳へさせ玉ふものにて、実に尊き御祭典なり」となり、古言に食を、け、といへり、即ち饌の字の意なり、御は尊稱、新嘗の、なへはあへと同じく饗の意なり、新穀をもて神にも人にも饗するを新嘗とはいへるなり

### 勅語奉答

明治二十三年十月三十日を、もて下し玉へる勅語の御旨を、か  
しこみ慎みて恭しく對へ奉るなり、

○あやにかしこき天皇のあやにたふとき天皇の」とは、言詞も及ばぬ程に恐多きわが天皇陛下の、言詞も及ばぬ程に尊く辱きわが天皇陛下の」との意にて、次の「あやにたふとき云云」にかゝる句なり、あやには感謝の聲、その畏み尊む情、極まりて発する聲にて、即ち言詞も及ばぬとの意なり、「あやに云云」同調にて、繰返しいふは深くこれを尊重して、歎美するなり、以下或は同語を重ね、または同調を繰返すもの、皆此感謝に成ればなり、○あやにたふとくか

勅語奉答

GB  
N.7110  
1-42

君が代

GB  
N.7111  
1-37

元始祭

GB  
N.7112  
1-42

一月一日

GB  
N.7113  
1-37

『祝祭日唱歌楽譜』として明治26年12月26日に一枚刷，石版の絵入りで発行されたもの  
 —君が代，勅語奉答，一月一日，元始祭

神嘗祭

96

GB  
A.719.00  
1-27

紀元節

50

GB  
A.719.00  
1-27

新嘗祭

96

GB  
A.719.00  
1-27

天長節

50

GB  
A.719.00  
1-27

『祝祭日唱歌樂譜』として明治26年12月26日に一枚刷、石版の絵入りで発行されたもの  
—紀元節，神嘗祭，天長節，新嘗祭

しこくも下し給へり、大勅語」とは、言語も及ばぬ程に尊く辱く且恐多くも大勅語を下し給へたり」と也、前に陛下の御上に稱し奉りたる、「あやに尊く畏くも」の語を直ちに勅語を下し給へる御事にいひかけて、歎美せるなり、○これぞめでたき、日の本の国の教のものとみなるこれぞめでたき日の本の、人の教のかゞみなる」は、此勅語は実にわが日本帝国の國にありて、最も愛重すべき教育の基礎といふべきものなり、此勅語は実にわが日本帝国の人民にありて、最も愛重すべき教育の亀鑑といふべきものなり」と也、めでたきは愛重すべき意、「教のもとみ」といひ、「教のかゞみ」といふにかゞむる詞、もとみは基礎根本のこと かゞみは亀鑑標準なり、同調にて重ねいふは前に述ぶるが如し、○あやにかしこき、天皇の、あやもたふとき、天皇の、勅語のまゝに、いそしみてあやにかしこき、天皇の、大御心に、こたへまつらん」は、言詞も及ばぬ程に恐多きわが天皇陛下の、言詞も及ばぬ程に尊く辱きわが天皇陛下の、此勅語に訓誨します通り、勉め励みて言詞も及ばぬ程に恐多きわが天皇陛下の大御心、即ち勸慮に報い對へ奉るべし」となり、いそしみては、精を励まして勤勉すること、大御心はおほ、み、ともに尊稱、天皇の御心に申奉る名、即ち勸慮なり、

〔手書き〕

（上原之節氏提供）

作曲は宮内省伶人、東京音楽学校関係者、軍楽隊関係者など広い範囲から作曲者を多数内定して、先の歌詞解説書を添え募集する方法をとった。出そろった作曲は次のようである。○印、印、印なしの三つに分けているのはなにか委員の考えがあったようである。

一月一日之歌 ○内田糸太郎、倉知甲子太郎、小林錠之助、山田ヨネ、○上眞行、○小山作之助、村松ヒデ、酒井良忠、○辻則承

元始祭之歌 松本長、木村サク、高木次雄、下田フサ、石岡トク、

○納所辨次郎、○山田源一郎、○菊地武信、○林廣繼、四元義豊

天長節之歌、小出雷吉、○東儀季熙、○納所辨次郎、○上眞行、

市川ミチ、白井規矩郎、小木トモ、楠美恩三郎、根岸イソナ、

荒井シン、○伊澤修二

紀元節之歌 伊澤修二

新嘗祭之歌 ○内田糸太郎、○納所辨次郎、○林廣守、○芝葛鎮、

○辻則承、比留間賢八、深澤登代吉、岩城寛、宇野フデ、下

田フサ、荒井シン

神嘗祭之歌 ○山田源一郎、酒井良忠、○林廣繼、○林廣季、○

東儀季芳、古矢弘政、市川ミチ、山本生、倉知甲子太郎、木

村サク、小木トモ、鷹野國藏、宇野フデ、山田ヨネ、依田辨

之助、久間ワカ

神武天皇祭之歌、前川幸作、○林廣守、○林廣季、遠山甲子、

深澤登代吉、林テフ、○上眞行、岩原アイ、○小山作之助、久間

ワカ、福永竹男、東儀頼玄、鈴木米次郎

孝明天皇祭之歌 ○山田源一郎、鈴木米次郎、○奥好義、○伊澤

修二、○山井基萬、古矢弘政、山本生、鷹野國藏、内田テツ

瀬川サク、高木タケ、○東儀頼玄

春季皇靈祭之歌、小山作之助、菊地武信、小出雷吉、○東儀季

芳、○山井基萬、内田糸太郎、○東儀季熙、白井規矩郎、森  
トミ、小林錠之助、楠美恩三郎、内田テツ、石岡トク、丸山トメ  
福永竹男

秋季皇靈祭之歌、前川幸作、鈴木米次郎、○東儀季熙、○芝葛  
鎮、○奥好義、四元義豊、遠山甲子、松本長、林テフ、高木次  
雄、宮崎タマ、根岸イソナ、瀬川サク、○内田糸太郎

勅語奉答之歌 ○小山作之助、○芝葛鎮、○奥好義、比留間賢八、  
、依田辨之助、○上眞行、岩城寛、○山田源一郎、○伊澤修二  
(今回この原資料は手にすることができなかったため、遠藤宏著『明治音楽史考』  
昭和二十三年、二〇二〜二〇三頁より転載した)

審査の結果は『官報』より早く『音楽雑誌』(明治二十六年五月号)  
に発表された。

一月一日 作詞千家尊福、作曲上眞行

元始祭 作詞鈴木重嶺、作曲芝葛鎮

孝明天皇祭 作詞本居豊顕、作曲山井基萬

春季秋季皇靈祭 作詞谷勤・阪正臣、作曲小山作之助

神武天皇祭 作詞丸山作樂、作曲林廣守

天長節 作詞黒川眞頼、作曲奥好義

神嘗祭 作詞木村正辭、作曲辻高節

新嘗祭 作詞小中村清矩、作曲辻高節

勅語奉答歌 作詞勝安房、作曲小山作之助

しかし、明治二十六年(一八九三)八月十二日文部省告示第三号、『官  
報』三〇三七号附録で公布された祝日大祭日唱歌は〈君が代〉〈勅語奉  
答〉〈一月一日〉〈元始祭〉〈紀元節〉〈神嘗祭〉〈天長節〉〈新嘗祭〉の八  
曲であった。『官報』公布後ただちに数種の祝日大祭日唱歌が出版されて  
いる。『祝祭日唱歌集』(明治二十六年十二月二十六日発行、共益商社)、

同じく共益商社発行の『祝祭日唱歌楽譜』(同年十二月二十六日、一枚  
刷、石版の美しい絵入り、五〇二〜五〇三頁の写真参照)、奥好義編『儀  
式唱歌附祝日大祭日唱歌』(明治二十六年十月十日発行)など。東京音楽  
学校では明治三十三年(一九〇二)二月二十日『祝日大祭日重音譜』を  
出版した。これはドイツトリヒの和声によるもので合唱で歌うことがで  
きる。